



GYOSEISHOSHI HOKKAIDO



北海道遺産：新ひだか町「静内二十間道路の桜並木」

行政書士北海道

2008年3月 No.288

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>

メールアドレス = gyosei@mrd.biglobe.ne.jp



業務資料・特集

障害者自立支援法に基づく
障害福祉サービス事業の指定申請について
法人化を問う(5)

ピックアップ・釧路根室

今月のピックアップ

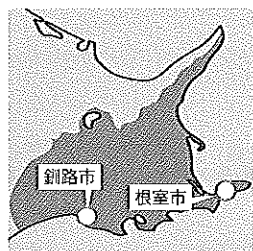
鶴居・伊藤タチヨウサンクチュアリ
音成チーフ

ピックアップ・釧路支部

北川 幸也 支部長

ピックアップ・根室支部

井上 章一 支部長



ピックアップ・釧路根室

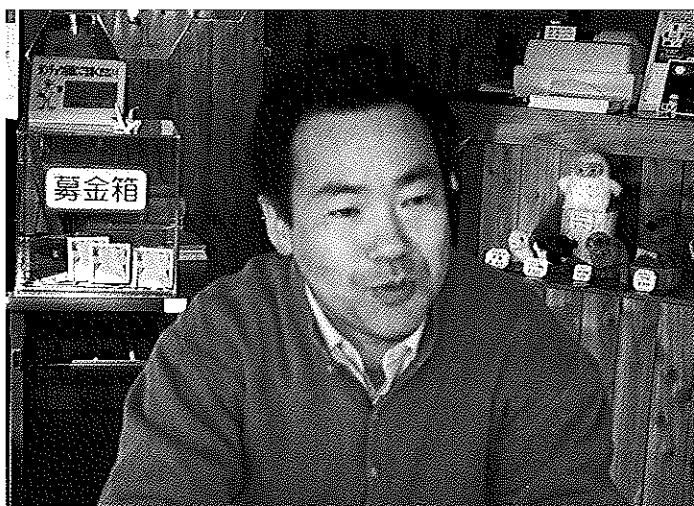
Pick up

今月のピックアップ

種の保存法や動物愛護管理法など動物法務に関する業務も最近増えているようです。

今回は国内希少野生動植物種に指定されているタンチョウの保護活動で成果を上げている財団法人日本野鳥の会、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリを取材しました。

鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリは、1966年から給餌を続けてきた伊藤良孝氏が1987年に日本野鳥の会と協定を結び設立されました。



音成チーフ

編集委員：この鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリのネイチャーセンターの役割を教えてください。

音成チーフ：この施設は、財団法人日本野鳥の会が運営しているタンチョウ保護活動の拠点です。ここを拠点として冬の給餌の他に春から秋にかけても様々な切り口でタンチョウの保護をする、その活動の拠点です。

編集委員：鶴の民話や諺もありますが、日本に鶴は何種類いるのでしょうか。

音成チーフ：一年中生息しているのはタンチョウですが、冬に渡ってくる鶴は何種類かいて、鹿児

島県に鶴の飛来地として有名な場所があります。そこには、ナベヅルとマナヅルが1万羽以上集まります。民話として描かれる時代には多分日本全国で鶴は見られたと思います。タンチョウも北海道だけではなく本州でも見られていたことは、間違いなくあります。

編集委員：保護活動の現状というものはどのような形なのですか。

音成チーフ：タンチョウの保護を始めた時期は、本当に絶滅寸前という状況でしたので、その状況を地域の方々が自分たちの意志でタンチョウを護っていこう、タンチョウのいる地域、自分たちの住んでいる地域を大切にしようという考えからタンチョウの保護活動を

目次

ピックアップ・釧路根室		出張封印制度の活用によるOSSの利用促進について	28～31
今月のピックアップ	2～5	時間・弁明手続の代理等に関する行政書士法の一部改正について	32
支部ピックアップ：釧路支部・根室支部	6～7	2008年度 第2回渉外業務研修会開催のご案内	33
障害者自立支援法に基づく		平成20年度 定時総会のお知らせ	33
障害福祉サービス事業の指定申請について	8～17	本会による夕張市支援活動	34
法人化を問う⑤ ～行政書士法人設立登記申請～	18～23	平成19年度 行政書士試験の結果・北海道分	34
平成20年度 新年賀詞交歓会が開催されました	24	建設業相談員登録研修会の報告	35
賀詞交歓会出席者名簿	25	新入会員	35～37
新春業務研修会の報告	26	会議開催状況(12～2月)	38
職務上請求書の適正な使用及び取扱い等に関する規則	27	ご逝去・編集後記	39

始めたわけです。

大きな活動では冬の間はタンチョウが自然の餌がとれなくなってしまうため、人が餌を与えることによって冬の餌不足を解消しようということで、その給餌活動が大きくクローズアップされています。

この給餌が大きな要因となってタンチョウの数は回復してきており、2006年の1月に初めて1,000羽を超えました。最終目標ではないのですが、まず数を増やすという意味で最低限1,000までは増やしたいということで活動してきたため、その数に達したということで順調に進んでいると言えると思います。ただし、餌をあげて、それによって目に見えて数が増えているのですが、タンチョウが本来必要としている生息環境は減っていますし、数が増えることでその割当も減ってきていることもありまして、成功とは裏腹に今後の課題も非常に明確になってきて、とても難しい局面に入ってきています。また他の種ではまったく事例がないため、先進的な保護活動ということになってくると思います。

編集委員：タンチョウが増えることによる問題もでてきているということですね。

音成チーフ：正確には増えることによる問題というより、増えることによって、彼らの生息環境が不足してきているということが一番大きな問題です。その不足というのはまず一つに、タンチョウの生息域が北海道東部にほぼ限定され、その範囲の中で数が増えてきていますから、非常に狭い範囲に1,000羽がいるという状況なのです。それによる問題は確かに発生してきています。

編集委員：それは過密化で伝染病などが一気に蔓延したりという危険でしょうか。

音成チーフ：その危険性は以前から言われていますが、給餌をやめられる状況ではないため、わかつてはいるもののどうすることもできないというジレンマがあるのも事実です。

一番の問題は、夏場は湿原で子育てをするのですが、



タンチョウ

その湿原が不足しているという現状です。普通に考えると、繁殖する場所が足りなくては数は増えないところですが、増えているわけです。なぜかと言うと、湿原という環境には変わらないのですが、今まで広大な場所で縄張りを持っていたタンチョウが生活スタイルを変えて、例えば人里の裏手に川が流れているような場所、蛇行河川の跡で小規模な湿原が残っているような場所も、人間的な発想でいうとやむなく営巣地として選んでいます。そこに巣を作っても雛は生まれるのですがその湿原で餌が採れないため、その後人里に出て子育てする個体が増えています。湿原周縁部には、大規模な酪農地帯が広がっています。そのため、人里で生息するタンチョウは、牛舎や農家周りにある餌に依存します。それによる食害や、タンチョウ自身が事故に巻き込まれたりといった状況に発展しています。

その他に最近言われているのは、給餌によって数は増えてきましたが、給餌をいつまで続けるのかということです。昨年からタンチョウの餌になっているデントコーンの価格高騰ということもありますし、予算が変わらないなかで価格が上がれば当然確保できる量は減っていきます。これはタンチョウにとって、冬場にとどの程度の餌が必要かという視点ではなく、人間側の都合によって給餌がもしかすると今後、非常にやりづらくなってしまう可能性があります。

編集委員：地球温暖化ということも言われていますが、そういった影響も出てきているのでしょうか。



タンチョウ

育成チーフ：今の所は具体的にこんな問題が、というのはありませんが、長い目で見ると、道東にこれだけ湿原が残っているのは冷涼な気候があつてこそですから、湿原という環境を残していこうとすると非常に大きな障害になります。

ところが、彼らにとっては短期的に見ると良いと思われる面もあります。タンチョウの越冬には餌場とねぐらとして凍らない水辺が必要なのですが、冬の気温も下がらなくなってきたていて川が凍らなければ他の地域でも餌さえあれば冬を越せる。ということは、越冬地が集中していて、伝染病などを回避するために分散させる必要があつたのですが、勝手に分散してくれるということです。これは短期的な、現状でそういったことが起こっているということですが、それを上手に私たちが利用して、彼らの生息地を分散させようという動きとマッチすれば良い方向に行くかもしれません。もちろん長期的に湿原が無くなってしまつては元も子もないので、それを望んでいるというわけではないのですが。

編集委員：この鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリが20周年ということで今後の展望があればお願いします。

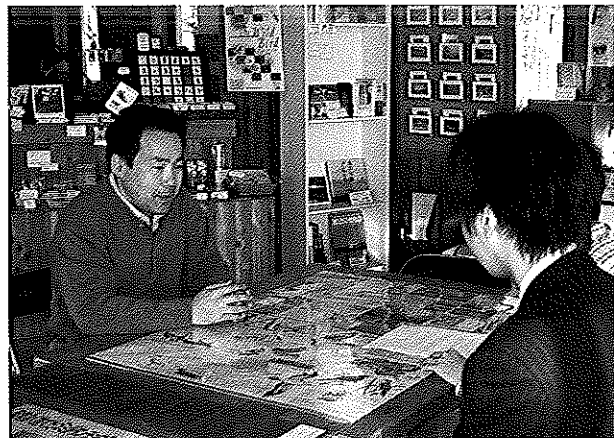
育成チーフ：今年度は20周年ということで、これまでのことを振り返ったりこれからのことを考えたりという年だったのですが、彼らの生息地というものに主眼を置いて保護活動をしていくことが不可欠です。

生息地を守る一番の方法は、その土地をタンチョウ保護のために確保することです。これは実はずっと私たちが続けている活動です。具体的には、日本野鳥の会が、土地を購入したり所有者と協定を結ぶことによってタンチョウの生息地を永続的に残すという活動です。この考え方に賛同いただいて多額のご寄付を下さっている方もいます。

そして冬の活動ですが、給餌を今すぐやめることは不可能ですが、もう少し自然の餌にシフトさせていくことを考えています。具体的には、今の給餌量は経験に基づき、10年前に申告した量が支給されており、タンチョウの生息数が増えたものの給餌量は増えていません。まずは、タンチョウにとって本当に必要な給餌量を明確にすることが必要です。その上で、自然の湧水地の餌資源がどれくらいあるか、そこをタンチョウが利用しているのかなどの調査をし、ゆくゆくは自然採食地の保全・創出をしていき、冬の間給餌に頼らない個体群を少しでも作っていこうという取り組みをこの先の重点事業としています。

あとは野鳥の会の得意分野の普及啓発という部分です。

タンチョウにはこういう問題があつて、そのためにこういうことをしなければならないということ、地域の人たちにわかってもらうこと。それから世論形成として全国の人にわかってもらうという、2つのステージがあると思っていますが、現地に拠点を持っていることと、なおかつ全国組織ということで、野鳥の



育成チーフと編集委員

会はそのどちらでもできる環境にあるわけです。

例としては十勝や網走や、最近ではサロベツでの繁殖も確認されていますが、そうした地域ではあまりタンチョウと馴染みがないのですが、そうした地域の方々にタンチョウが居ることのすばらしさなどに気づいてもらい、その地域の人たちがその場所を守っていきこうという風に啓発していくということです。

最後にもう一つは、色々な問題が地元で発生しているわけです。例えば、タンチョウは手厚く保護されている一方で、地域の農家は食害などで苦しめられている面もあります。それに対処するというのは、なかなか行政には難しいことかもしれないのですが、そういったところでタイムリーに対応ができるということもここに拠点がある私たちの役目だと思っています。

20年を振り返って思ったのは、地域の人たちが今で言う自然保護という発想ではなく、その地域に住んでいる自分たちにとって当たり前のこととしてタンチョウに餌を分け与えていたという、地域から始まって、

それを行政が支えていくという、今とはまったく逆の流れがあったということです。行政が決めたことを地域の人がやるのではなくて、地域で始めたことだからこそこまで来たと感じています。

編集委員：今日はありがとうございました。



皆さまに支えられて、私たちは活動しています

● 釧路・伊達タンチョウウガンクチュアリの主な活動 ●

営巣環境を守る

野鳥保護区の設置と管理

タンチョウが営巣する環境を保全するため、道庁を核に上げ野鳥保護区を設置しています。2004年度現在、10ヶ所約1500haで14ヶ所が整備し、残った1ヶ所は年度ごとにおこなっています。



野鳥保護区を設置する様子 (左側：野鳥保護区を設置する様子、右側：野鳥保護区を設置する様子)



野鳥保護区を設置する様子 (左側：野鳥保護区を設置する様子、右側：野鳥保護区を設置する様子)

タンチョウ繁殖地の復元

農地の開発により荒廃した土地が復元され、タンチョウが営巣できるようになっています。タンチョウが営巣できるようになった土地は、タンチョウが営巣できるようになっています。タンチョウが営巣できるようになっています。タンチョウが営巣できるようになっています。



タンチョウ繁殖地の復元 (左側：タンチョウ繁殖地の復元、右側：タンチョウ繁殖地の復元)



タンチョウ繁殖地の復元 (左側：タンチョウ繁殖地の復元、右側：タンチョウ繁殖地の復元)

伝える

タンチョウ・ティーチャーズガイド

教職員や保護者などのリーダーに活用してもらい、多くの子どもにタンチョウのことを知ってもらおうことを目指し、「タンチョウ・ティーチャーズガイド」を作成しました。指導要領との調音も実施しています。



タンチョウ・ティーチャーズガイド (左側：タンチョウ・ティーチャーズガイド、右側：タンチョウ・ティーチャーズガイド)



タンチョウ・ティーチャーズガイド (左側：タンチョウ・ティーチャーズガイド、右側：タンチョウ・ティーチャーズガイド)

ネイチャーセンターでの行事

常設展、イラスト展、スライドショー、コンサートなど様々な行事を実施し、多くの子どもにタンチョウに触れてもらうよう努めています。



ネイチャーセンターでの行事 (左側：ネイチャーセンターでの行事、右側：ネイチャーセンターでの行事)



ネイチャーセンターでの行事 (左側：ネイチャーセンターでの行事、右側：ネイチャーセンターでの行事)

タンチョウふあんクラブへの入会をお願いします

詳しくは裏面をご覧ください

越冬環境を守る

給餌活動

冬の越冬環境のため、30年以上続けられている給餌活動を行っています。多いときには500羽近いタンチョウが来ます。



給餌活動 (左側：給餌活動、右側：給餌活動)



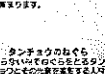
給餌活動 (左側：給餌活動、右側：給餌活動)

ねぐらなどの監視

タンチョウは冬でも眠らないねぐらをめぐらして利用しています。給餌活動、ねぐらなど、タンチョウの越冬環境を監視しています。



ねぐらなどの監視 (左側：ねぐらなどの監視、右側：ねぐらなどの監視)



ねぐらなどの監視 (左側：ねぐらなどの監視、右側：ねぐらなどの監視)

調査する

足環つきタンチョウの追跡調査

調査船の乗組員によって足環がつけられたタンチョウの追跡調査を行っています。これにより、タンチョウの生息状況を把握しています。



足環つきタンチョウの追跡調査 (左側：足環つきタンチョウの追跡調査、右側：足環つきタンチョウの追跡調査)



足環つきタンチョウの追跡調査 (左側：足環つきタンチョウの追跡調査、右側：足環つきタンチョウの追跡調査)

その他各種調査

タンチョウの生息状況を把握するため、タンチョウに関する様々な調査を行っています。タンチョウに関する様々な調査を行っています。タンチョウに関する様々な調査を行っています。



その他各種調査 (左側：その他各種調査、右側：その他各種調査)



その他各種調査 (左側：その他各種調査、右側：その他各種調査)

この活動は、環境省や関係機関の協力により実施されています。環境省や関係機関の協力により実施されています。環境省や関係機関の協力により実施されています。

ご注意
この活動は、環境省や関係機関の協力により実施されています。環境省や関係機関の協力により実施されています。環境省や関係機関の協力により実施されています。

支部ピックアップ：釧路支部

支部ピックアップの第3回は、釧路支部と根室支部です。釧路支部は、北川幸也支部長にお話をお聞きました。また、根室支部は、井上章二支部長よりの紹介文を掲載いたします。

* * *

編集委員：釧路支部の概要についてお聞かせください。

北川幸也支部長：現在、会員数は50名前後で推移しています。釧路支部には、釧路市(旧阿寒町、旧音別町を含む)を中心に、白糠町、釧路町、鶴居村、弟子屈町、標茶町、厚岸町、浜中町の8市町村が含まれています。かつては、漁業・炭鉱・製紙が経済の強力な牽引役を担っていましたが、最近は、閉山となった炭鉱のかわりに観光事業に軸足を置き換えて、釧路市及び道東の活性化を図るべく、経済団体等が中心となって議論を深めているところです。カジノを誘致しようとの動きもあり、それらの動きから目が離せないといった感じで、地域住民はもとより釧路支部としても、関心を持って見守りたいと思います。

編集委員：釧路支部の会員の業務について特徴はございますか。

北川幸也支部長：建設業・運輸業・自動車登録関係を中心に取り扱っていることが多いようです。また、もともとの地場産業は、漁業、製紙工業、炭鉱の3つでしたが、炭鉱は衰退し、水産加工場も減少傾向にあるので、代わりに最近はすべての業種に関わりのある廃棄物関係の業務が増えてきています。無料相談を実施した場合に相談の多い、相続に関連した業務などは、余り景気に左右されない安定的な業務と言えると思います。

また、時代の要請と言いましようか、成年後見人やNPO法人に関係した業務なども行政書士が対応を求められている事例も見受けられます。

編集委員：釧路支部では、どのような研修に取り組まれていますか。

北川幸也支部長：研修は年3回程度実施しています。今年度は、主にIT関係に取り組んできました。平成20年春から釧路公証役場でも電子認証ができるようになるという情報であり、それに対応できるようにと研修を進めています。運輸関係業務、建設業関係業務、産業廃棄物関係業務についても、関係法令の改正等にあわせてローテーションを組んで行っているところです。今後も支部会員の要望を取入れて行って参ります。

編集委員：今後の支部運営などについてはどうお考えですか。

北川幸也支部長：支部では早い段階でホームページを立ち上げていきたいと思っています。また、道東地区は観光地でもあり、最近はビジネスホテルなどの建設も増えてきていますので、できるだけタイムリーな情報を収集・発信し、会員の新たな業務の開拓にも役立てていただけるよう取り組んでいきたいと思っています。また、若い(志の...)先生方を中心にしたチームを設けて、新鮮な視点から見た業務の開拓について取り組むことが、今後の支部の発展には欠かせないと考えます。地域に必要な情報の、発信と分析などを提供できれば、必要とされる行政書士に近づいていけると個人的には考えております。



釧路支部・北川幸也支部長

支部ピックアップ：根室支部

北海道行政書士会根室支部

支部長 井上 章二

① 支部役員一覧（H20. 2. 11現在）

支部長 井上 章二

事務局長 平賀 禎彦

理 事 船屋 浩輔・秋山 登・

岩田 恵明・岡部 弘太郎

監 事 富樫 民雄

② 会員数 12名（H20. 2. 11現在）

③ 位置・特徴

北海道の最東端に位置する根室支庁管内（総面積3,598km²：鳥取県と同面積）一市四町に所在する会員が所属しています。根室海峡を挟んで最短3.7km（納沙布岬より）には北方領土が存在し、目前でロシア国境警備隊の警備艇を見ると、戦後60数年の辛く悲しく、そして国境線は見えなくとも国境線があるということを実感します。

会員数は12名と北海道会において人数では最小支部ですが、会員同士「和」を持って強固に連携しながら、切磋琢磨、少数精鋭、一致団結を旨として支部活動を展開しています。

支部の管轄する範囲が広いため、支部活動に会員が参加するには多少時間を要しますが、毎回支部活動への参加率は常に80%以上と支部活動への協力度合いは他支部に引けをとりません。

支部会員の業務の特徴としては、社労士・税理士・司法書士等を兼業されている会員が7名ほどおり、また管内一市四町で12名の会員が各地に1～3名と理想的な配置になっていますので、兼業会員及び他士業者と連携しつつ、幅広く業務を取扱い、正に「街の法律家」「法律よろず屋さん」的な存在として地域に貢献していると自負しています。

④ 今後の支部運営

支庁再編が取り沙汰されている中、根室支庁もその渦中にあり、また、市中経済が低迷し厳しい環境ではありますが、当支部としては、今後も現在の陣容を維持しつつ、会員業務の拡大のための広報活動や、業務研鑽のための研修会の開催、全道研修会への積極的な参加奨励等を行い、会員個々のスキルを益々向上させて、管内各地区において前述の「街の法律家」「法律よろず屋さん」として、今以上にその存在価値を高め、「行政書士は地域には、なくてはならない」と各地の住民の皆さんから益々言っていただけるようになるための、支部運営をしていきたいと考えています。

また、このことで「行政書士になりたい」と思い、資格取得を志す人が一人でも増えることが、今後の根室支部、強いては北海道会の発展に繋がると確信しています。



根室支部・井上章二支部長

障害者自立支援法に基づく 障害福祉サービス事業の指定申請について

今回は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の中の「居宅介護」の指定申請の書式をご紹介します。事例は、法人代表者が居宅介護事業所の管理者とサービス提供責任者を兼務するというケースです。

申請書類は「事業者チェック表」に沿ってA4のフラットファイルに綴じ、備考欄の番号のインデックスを付けます。なお、申請書の提出先は、各支庁の保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課で、標準処理期間は2週間となっています。

<書類作成上の注意点>

事業者チェック表の備考欄の番号	本業務資料への書式掲載	注意点
1	4 ページ	
2		定款の目的には、実施する予定の障害福祉サービス事業が記載されていることが必要。
3		事業所となる建物の外観、内部（事務室・面接室など）の写真を添付する。
4	5 ページ	管理者とサービス提供責任者が別の場合は、それぞれに経歴書が必要。
5		運営規程は、付表1（指定に係る記載事項）の内容と一致していることが必要。
6	6 ページ	
7	7 ページ	事業開始予定日から4週間分の勤務体制を記載。
8		事務所が賃貸である場合は、賃貸借契約書の写しや使用承諾書を添付。また、賠償責任補償加入を証明する書類を添付。
9	8 ページ	
10	9 ページ	
11	10 ページ	法人役員全員を記載。
12		

(様式第1号)

受付番号

指定障害福祉サービス事業所

指定障害者支援施設

指定相談支援事業所

指定申請書

北海道知事 殿

平成 20年 2月 10日

所在地 札幌市中央区北1条西10丁目1番1号

名称 株式会社ぎようせい

代表者 代表取締役 行政 太郎 印

障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設・指定相談支援事業所）に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		事業所（施設）所在地市町村番号					
申請者（設置者）	フリガナ	カブシキガイシャギョウセイ					
	名称	株式会社ぎようせい					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 060 - 0001) 北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番1号					
	法人である場合その種別	株式会社	法人所轄庁	法務局			
	連絡先 電話番号	011-123-4567	FAX番号	011-123-4568			
	代表者の職・氏名	職 名	代表取締役	フリガナ氏 名	ギョウセイタロウ 行政 太郎		
	代表者の住所	(郵便番号 060 - 0001) 北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番1号					
指定を受けようとする事業所・施設の種類の	フリガナ	ギョウセイキョウタクカイゴジギョウシヨ					
	名称	ぎようせい居宅介護事業所					
	事業所（施設）の所在地	(郵便番号 060 - 0001) 北海道札幌市中央区北1条西10丁目10番5号					
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日	様式	実施事業	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
	指定障害福祉サービス事業所	居宅介護	○	平成20年3月1日	付表1		
	指定障害者支援施設						
相談指定支援事業所							
〇〇事業所番号		同一の法律において既に指定を受けている場合					

(備考)

1. 「受付番号」「事業所（施設）所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
2. 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
3. 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4. 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、該当する欄には「○」を記載してください。
5. 「〇〇事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

事業者チェック表

申請する事業の種類

居宅介護

書類区分	書類の名称	添付の有無 (有の場合は○)	備考
様式第1号	指定申請書	○	
申請書の別紙	他の法律において既に指定を受けている事業等について		
申請書の別紙	事業者チェック表	○	
様式第1-2号	特定障害福祉サービス事業所変更指定申請書		
付表1	居宅介護・重度訪問介護・行動援護事業所等の指定に係る記載事項	○	1
付表1-2	居宅介護等を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項		
付表2	療養介護事業所の指定に係る記載事項		
付表3	生活介護事業所の指定に係る記載事項		
付表3-2	一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項		
付表4	児童デイサービス事業所の指定に係る記載事項		
付表5	短期入所事業所の指定に係る記載事項		
付表6	重度障害者等包括支援事業所の指定に係る記載事項		
付表7	共同生活介護事業所(ケアホーム)・共同生活援助事業所(グループホーム)の指定に係る記載事項		
付表7-2	共同生活介護事業所(地域移行型ホーム)・共同生活援助事業所(地域移行型ホーム)の指定に係る記載事項		
付表7-3	経過的居宅介護利用型共同生活介護事業所・共同生活援助事業所(グループホーム)の指定に係る記載事項		
付表8-1	障害者支援施設の指定に係る記載事項		
付表8-2	昼間実施サービス及び施設入所支援に係る記載事項		
付表8-3	従業員の職種・員数に係る記載事項		
付表9	自立訓練(機能訓練)事業所の指定に係る記載事項		
付表9-2	一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項		
付表10	自立訓練(生活訓練)事業所の指定に係る記載事項		
付表10-2	一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項		
付表11	就労移行支援事業所の指定に係る記載事項		
付表11-2	一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項		
付表12	就労継続支援事業所の指定に係る記載事項		
付表12-2	一体的に実施する従たる事業所の指定に係る記載事項		
付表13	指定障害福祉サービス事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の記載事項(総括表)		
付表14	指定相談支援事業所の指定に係る記載事項		
付表15	一体型による事業を実施する場合の記載事項(総括表)		
添付資料	定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等	○	2
添付資料	平面図(参考様式1)・写真	○	3
添付資料	経歴書(参考様式2)	○	4
添付資料	運営規程	○	5
添付資料	授産事業会計の事業及び収支計画書		
添付資料	利用者(入所者)又はその家族からの苦情解決措置概要(参考様式3)	○	6
添付資料	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式4)	○	7
添付資料	資産状況(貸借対照表・財産目録・事業計画書・収支予算書)	○	8
添付資料	設備・備品等一覧(参考様式5)	○	9
添付資料	協力医療機関との契約内容がわかるもの		
添付資料	実務経歴証明書(参考様式6)		
添付資料	実務経歴見込証明書(参考様式7)		
添付資料	障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等(参考様式8)		
添付資料	法第36条第3号の規定に該当しない旨の誓約書(参考様式9)	○	10
添付資料	役員等名簿(参考様式10)	○	11
添付資料	医療機関許可証明書等		
添付資料	入所定員又は精神病院の精神病床数減少計画書		
添付資料	居宅介護利用者のサービス提供実績記録表の写し		
添付資料	障害者ケアマネジメント研修・相談支援従事者研修の修了証の写し		
添付資料	サービス管理責任者研修修了証の写し		
添付資料	看護師・介護福祉士の資格証又は居宅介護・介護基礎・行動援護・重度訪問等の研修修了証	○	12

付表1 居宅介護・重度訪問介護・行動援護事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ	ギョウセイキョタクカイゴジギョウショ				
	名 称	ぎょうせい居宅介護事業所				
	所在地	(郵便番号 060 — 0001) 北海道札幌市中央区北1条西10丁目10番5号				
	連絡先	電話番号	011-222-3333		FAX番号	011-222-3334
管理者	フリガナ	ギョウセイタロウ		所在地	(郵便番号 060 — 0001) 北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番1号	
	名 称	行政 太郎				
	居宅介護従業者等との兼務の有無				有 ・ 無	
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称		同上		
		兼務する職種及び勤務時間等		サービス提供責任者 13:30~17:30		
当該事業の実施について定めてある定款・寄付行為等又は条例等					第〇条 第〇項 第〇号	
サービス提供責任者	フリガナ	ギョウセイタロウ		住 所	(郵便番号 060 — 0001) 北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番1号	
	名 称	行政 太郎				
従業者の職種・員数		居宅介護等従業者		その他の従業者		
		専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤(人)	2	1			
	非常勤(人)					
常勤換算後の人数(人)		2.5				
基準上の必要人数(人)						
主な揭示事項						
営業日		月~金 但し、年末年始(12月29日~1月3日)は休み				
営業時間		8時30分から17時30分まで				
サービス内容		居宅介護【身体介護(身体介護・通院介助)・家事援助等(家事援助・通院介助)】 重症介護 重度訪問介護・行動援護				
主たる対象者	居宅介護	特定無し				
利用料		市町村の定める負担上限額の範囲内				
その他の費用		別添運営規程に定める料金表のとおり				
通常の事業の実施地域		札幌市全域				
その他参考となる事項	第三者評価の実施状況	実施中 ・ していない				
	苦情解決の措置概要	窓口(連絡先)	011-222-3333	担当者	行政 太郎	
	その他					
一体的に管理運営を行う他の事業所						
添付書類		別添のとおり(定款、寄付行為等及び登記簿謄本又は条例等、事業所平面図、経歴書、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表)				

(備考)

- 複数種類のサービスを実施する場合、「サービス内容」欄に複数のサービス種類を記載して本様式1枚にまとめて提出してください。なお、居宅介護の指定を受けた場合、あわせて重度訪問介護の指定もされることになりますので、両者の指定を受けようとする場合は居宅介護のみの記載で構いません。
- 「受付番号」「基準上の必要人数」欄には、記載しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 出張所等がある場合は、付表1-2にも記載してください。また、従業者については、本様式中に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。
- 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
- 「通常の事業の実施地域」欄には、市区町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は適宜地図を添付してください。

(参考様式2)

管理者経歴書

事業所の名称		ぎょうせい居宅介護事業所	
フリガナ	ギョウセイ タロウ		
氏名	行政 太郎	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
氏名	(郵便番号 060 - 0001) 北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番1号		
電話番号	011-333-4444		
主な職歴等			
年月～年月	勤務先等	職務内容	
〇年〇月～〇年〇月 〇年〇月～〇年〇月	(株)△△ (株)□□	事務員 訪問介護員	
職務に関連する資格			
資格の種類	資格取得年月日		
ホームヘルパー2級	平成〇年〇月		
ホームヘルパー1級	平成〇年〇月		
備考(研修等の受講の状況等)			

(備考)

1. 「〇〇〇」には、「管理者」、「サービス提供責任者」、「サービス管理責任者」又は「相談支援専門員」と記載してください。
2. 住所・電話番号は、自宅のものを記載してください。
3. 当該管理者が管理する事業所が複数の場合は、「事業所の名称」欄を適宜拡張して、その全てを記載してください。

利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	ぎょうせい居宅介護事業所
申請するサービス種類	居宅介護

1. 利用者（入所者）又はその家族からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者

2. 円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順

※具体的な対応方針

3. その他参考事項

(備考) 上の事項は例示であるので、これにかかわらず適宜項目を追加し、その内容について具体的に記載してください。

(参考様式4)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

サービス種類			居宅介護・重度訪問介護														事業所・施設名						ぎょうせい居宅介護事業所														
定員			前年度の平均実利用者数														基準上の必要職員数							2.5													
人員配置区分																	該当する体制等																				
職種	勤務形態	勤務形態	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数				
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28							
			土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金							
管理者	常勤・兼務	行政 太郎			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4	80	20.0					
サービス提供責任者	常勤・兼務	行政 太郎			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4	80	20.0					
居宅介護従事者	常勤・専従	山田 ○○			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	160	40.0					
居宅介護従事者	常勤・専従	田中 △△			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	160	40.0					
合計			0	0	20	20	20	20	20	0	0	20	20	20	20	20	0	0	20	20	20	20	20	0	0	20	20	20	20	20	400	100.0	2.5				
1週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数																																					
サービス提供時間			0	0	20	20	20	20	20	0	0	20	20	20	20	20	0	0	20	20	20	20	20	0	0	20	20	20	20	20	400						

- 注1 本表はサービスの種類ごとに作成してください。
- 注2 *欄は、当該月の曜日を入力してください。
- 注3 「人員配置区分」欄は、報酬算定上の区分を記載し、「該当する体制等」欄は、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる体制加算等の内容を記載してください(この際、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載内容と同様に記載してください。)
- 注4 「職種」欄は、直接サービス提供職員に係る職種を記載し、「勤務形態」欄は、①常勤・専従、②常勤・兼務、③非常勤・専従、④非常勤・兼務のいずれかを記載するとともに、加算等に係る職員の加配を区分した上、それぞれ1日あたりの勤務時間を記載してください。
- 注5 算出に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
- 注6 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。
- 注7 各事業所・施設において私用している勤務割表等(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等)により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況(関係する場合)が確認できる場合はその書類をもって添付書類として差し支えありません。

設備・備品等一覧表

事業所名(きょうせい居宅介護事業所)

設備の概要	設備基準上適合すべき項目等についての状況	適合の可否
サービス提供上配慮すべき設備の概要 非常災害設備等		
室名	備品の品目及び数量	
面接室 面接室		

1. 申請するサービス種類に関して、基準省令で定められた設備基準上適合すべき項目のうち、「居室面積等一覧表」に記載した項目以外の事項について記載してください。
2. 必要に応じて写真等を添付し、その旨を合わせて記載してください。
3. 「適合の可否」欄には、何も記載しないでください。

障害者自立支援法第36条第3項各号の規定に 該当しない旨の誓約書

北海道知事 殿

平成 20年 2月 1日

申請者 所在地 札幌市中央区北1条西10丁目1番1号
 名 称 株式会社ぎょうせい
 代表者 住 所 札幌市中央区北1条西10丁目1番1号
 氏 名 代表取締役 行政 太郎

印

当法人（別紙に記載する役員等を含む。）は、下記に掲げる障害者自立支援法第36条第3項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

【障害者自立支援法第36条第3項各号の規定】（一部要約）

1. 申請者が法人でないとき。
2. 当該申請に係るサービス事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第43条第1項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
3. 申請者が、第43条第2項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
4. 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
5. 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（※）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。（※）児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法
6. 申請者が、第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
7. 申請者が、第50条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第46条第1項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
8. 前号に規定する期間内に第46条第1項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
9. 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
10. 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
11. 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。

役員等名簿

(株式会社ぎょうせい)

注 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入・押印してください。



～行政書士法人設立登記申請～

今回は、行政書士法人設立登記申請を行なうに際して必要な書類を紹介致します。

なお、定款見本等は、日本行政書士会連合会のホームページをご参照下さい。

(ケース)

名称を「行政書士法人〇〇〇〇」とし、行政書士法人社員2名、事務所2箇所を下記の通り設置する場合。

主たる事務所：札幌市中央区北1条西1丁目1番1号

従たる事務所：札幌市東区北10条東10丁目1番1号

代 表 社 員：(住所) 札幌市北区北15条西15丁目1番1号

(氏名) 行政太郎

その他の社員：(住所) 札幌市東区北17条東17丁目1番1号

(氏名) 書士大輔

- ※ 行政書士法人では、全ての行政書士社員が登記されます。
- ※ 出入国関係申請取次業務特定社員・社会保険労務士業務特定社員については、その旨、登記されます。
なお、上記の特定社員がいない法人であっても、定款および登記の「目的及び業務」の中に、これらの業務を記載、登記することは可能です。
- ※ 各社員は法人に対して出資を行ないます。ただし、出資金(資本金)は、登記事項ではありません。
- ※ 法定事項以外に、「解散の事由」「存続期間」「合併の公告の方法」等を定めた場合には登記が必要です。
(会社のように一般的な公告方法を登記する必要はありません)

行政書士法人設立登記申請書

1. 名 称 行政書士法人〇〇〇〇

1. 主たる事務所 北海道札幌市中央区北1条西1丁目1番1号

1. 従たる事務所 北海道札幌市東区北10条東10丁目1番1号

1. 登記の事由 平成20年3月25日設立手続終了

1. 登記すべき事項 別添FDのとおり

1. 添付書類

定 款	1 通
社員が行政書士であることを証する書面	2 通
代表権を有する者の資格を証する書面	1 通

上記のとおり登記を申請する。

平成20年3月25日

北海道札幌市中央区北1条西1丁目1番1号

申請人 行政書士法人〇〇〇〇

北海道札幌市北区北15条西15丁目1番1号

代表社員 行 政 太 郎 法人Ⓔ

札幌法務局 御中

登記すべき事項を磁気ディスク(F D)に 記録して提出する場合の例

「名称」行政書士法人〇〇〇〇

「主たる事務所」札幌市中央区北1条西1丁目1番1号

「目的等」

目的及び業務

1. 官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その
他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計
算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）を作成
する場合における当該電磁的記録を含む。以下本条において同じ。）その他権利義務
又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成すること。
2. 行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続に
ついて代理すること。
3. 行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成するこ
と。
4. 行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。
5. 社会保険労務士法別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令（次号において「労
働社会保険諸法令」という。）に基づいて行政機関等に提出する申請書、届出書、報告
書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類を作成すること。
6. 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（前号に掲げる書類を除く。）を作成すること。
7. ゴルフ場利用税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、事業所税、石油ガス税、不動
産取得税、道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）、市町村たばこ税（特別区たばこ税
を含む。）、特別土地保有税及び入湯税に関する税務書類を作成すること。
8. 出入国管理及び難民認定法第7条の2第1項、第19条第2項、第19条の2第1項、第
20条第2項、第21条第2項、第22条第1項、第22条の2第2項（第22条の3において
準用する場合を含む。）及び第26条第1項に規定する申請に関し申請書、資料及び書
類の提出並びに書類の提示を行うこと。
9. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法
律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業（同法第5条第
1項に規定する許可を受け、又は同法第16条第1項に規定する届出書を厚生労働大
臣に提出して行うものであって、当該行政書士法人の使用人である行政書士が労働者
派遣の対象となり、かつ、派遣先が行政書士又は行政書士法人である者に限る。）
10. 行政書士又は行政書士法人の業務に関連する講習会の開催、出版物の刊行その他の教
育及び普及の業務

11. 行政書士又は行政書士法人の業務に附帯し、又は密接に関連する業務

「役員に関する事項」

「資格」代表社員

「住所」札幌市北区北15条西15丁目1番1号

「氏名」行政太郎

「役員に関する事項」

「資格」社員

「住所」札幌市東区北17条東17丁目1番1号

「氏名」書士大輔

「従たる事務所番号」1

「従たる事務所の所在地」札幌市東区北10条東10丁目1番1号

「登記記録に関する事項」設立

社員が行政書士であることを証する書面

様式第32-4号（第28条の2関係）

行政書士法人の社員資格証明書

行政書士登録番号 第 _____ 号

所属する行政書士会 北海道行政書士会

氏 名 _____

住 所 _____

事務所所在地 _____

上の者は、下記のすべての条件を満たすものであり、よって、行政書士法人の社員となる資格を有するものであることを証明する。

記

1. 日本行政書士会連合会に備える行政書士名簿に登録された行政書士である。
2. 現在、行政書士法第14条の規定による業務停止処分を受けていない。
3. 過去2年以内に行政書士法第14条の2第1項の規定による解散の処分を受けた行政書士法人において処分の日以前30日以内にその社員であったことはない。
4. 行政書士法第14条の2第1項の規定による業務の全部の停止処分を受け、現在もその停止期間中である行政書士法人において、処分の日以前30日以内にその社員であったことはない。

平成 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長

㊤

代表権を有する者の資格を証する書面

同 意 書

行政書士法人〇〇〇〇の代表社員に、札幌市北区北15条西15丁目1番1号
行政太郎を選任すること、並びに主たる事務所を札幌市中央区北1条西1丁目1番1号
に、従たる事務所を札幌市東区北10条東10丁目1番1号に置くことに同意します。

平成〇〇年〇月〇日

札幌市中央区北1条西1丁目1番1号
行政書士法人〇〇〇〇

社 員 行 政 太 郎 ㊞

社 員 書 士 大 輔 ㊞

平成20年 新年賀詞交歓会が開催されました

平成20年1月25日(金)、ホテル札幌ガーデンパレス(札幌市中央区)において北海道行政書士会・日本行政書士政治連盟北海道支部主催により、新年賀詞交歓会が開催されました。

本会の篠原賢吾副会長による開会のことばと加藤隆夫会長の挨拶に続き、高橋はるみ北海道知事(代理：嵐

田昇北海道副知事)と日本行政書士連合会 宮本達夫会長から祝辞を賜りました。

司会の江谷清和総務部長の掛け声とともに鏡開きが行なわれ、道議会議員で本会顧問の加藤礼一様の乾杯の掛け声のもと、多くの来賓と会員の出席により新年の和やかなムードの中で懇談が行われました。

平成20年 新年賀詞交歓会次第

司会：北海道行政書士会
総務部長 江 谷 清 和

1. 開会のことば 北海道行政書士会
副会長 篠 原 賢 吾
2. 会長挨拶 北海道行政書士会
会 長 加 藤 隆 夫
3. 来賓祝辞 北海道知事
高 橋 はるみ 様
4. 鏡開き・乾杯 顧問(道議会議員)
加 藤 礼 一 様
5. 万歳三唱 相談役
佐 藤 良 雄 様
6. 閉会のことば 北海道行政書士政治連盟北海道支部
支部長 深 貝 亨



新年賀詞交歓会 出席者名簿

国会議員		
衆議院議員	石 崎 岳 様	代理出席
〃	逢 坂 誠 二 様	
〃	佐々木 隆 博 様	代理出席
〃	鈴 木 宗 男 様	
〃	中 川 昭 一 様	代理出席
〃	鳩 山 由紀夫 様	代理出席
〃	町 村 信 孝 様	代理出席
〃	松 木 謙 公 様	代理出席
〃	三 井 辨 雄 様	代理出席
〃	横 路 孝 弘 様	
〃	吉 川 貴 盛 様	
参議院議員	伊 達 忠 一 様	代理出席
〃	橋 本 聖 子 様	代理出席
〃	峰 崎 直 樹 様	代理出席

道議会議員		
道議会議員	東 国 幹 様	
〃	伊 藤 政 信 様	
〃	稲 津 久 様	
〃	岩 本 允 様	
〃	大 河 昭 彦 様	
〃	梶 谷 大 志 様	
〃	加 藤 礼 一 様	
〃	久 保 雅 司 様	
〃	小 林 郁 子 様	
〃	佐 藤 英 道 様	
〃	佐 野 法 充 様	
〃	高 木 宏 壽 様	
〃	千 葉 英 守 様	
〃	道 見 重 信 様	代理出席
〃	花 岡 ユリ子 様	
〃	平 出 陽 子 様	
〃	広 田 まゆみ 様	
〃	福 原 賢 孝 様	
〃	藤 沢 澄 雄 様	
〃	星 野 高 志 様	
〃	堀 井 学 様	
〃	道 下 大 樹 様	
〃	森 成 之 様	

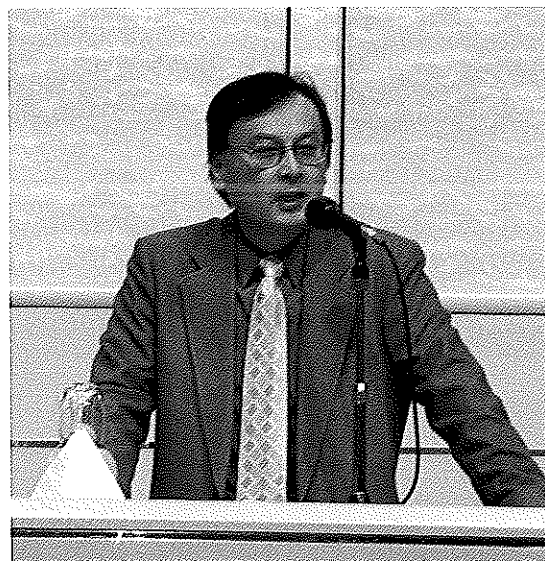
関係機関・友誼団体等			
北海道副知事	嵐 田 昇 様	札幌税理士会 常務理事	村 田 賢 一 様
札幌市議会 議長	畑 瀬 幸 二 様	北海道税理士会 札幌北支部 副支部長	西 村 建 二 様
日本行政書士会連合会 会長	宮 本 達 夫 様	札幌司法書士会 副会長	木 村 孝 雄 様
日本行政書士政治連盟 幹事長	小笠原 洋一郎 様	北海道公証人会 会長	三 上 英 昭 様
北海道社会保険労務士会 会長	本 間 秋 光 様	北海道運輸局札幌運輸支局 首席運輸企画専門官	西 山 登 様
北海道社会保険労務士会 札幌北支部 支部長	和 田 繁 彦 様	(株)フェアリーウェア 代表取締役	黒 田 哲 司 様

新春業務研修会の報告

平成20年1月25日(金)ホテル札幌ガーデンパレスにおいて、平成20年新年賀詞交歓会に先立ち、午後1時から3時まで新春セミナーが開催されました。

セミナーは、北海道大学大学院法学研究科教授 法学博士 人見剛氏を講師にお迎えし「分権改革・民間化の下の自治体と行政書士」のテーマで講義をしていただきました。分権改革の沿革と地方分権改革推進法における分権改革の基本方針、自治体行政における民間化についての講義の後、隣接法律専門職資源の活用と行政手続条例についての内容では、総合法律支援法、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR促進法)と行政書士業務に触れた内容の講義がございました。

セミナーに参加した会員は、最前線で研究をされている人見教授のお話に、熱心に耳を傾けていました。



北海道大学大学院法学研究科教授 人見剛氏

職務上請求書の適正な使用及び取扱い等に関する規則

総務部 江谷 清和

「職務上請求書の適正な使用及び取扱い等に関する規則」は「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の使用及び取扱い等に関し必要な事項を定めることにより、行政書士の品位保持及び資質向上を図ることを目的として、平成17年7月20日施行されました。

再度、本規則を確認頂きまして、職務上請求書の適正な使用及び管理につき御留意願います。

「職務上請求書の適正な使用及び取扱い等に関する規則」一部抜粋

(目的)

第1条 この規則は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」(以下「職務上請求書」という。)の使用及び取扱い等に関し必要な事項を定めることにより、日本行政書士会連合会(以下「本会」という。)会則第59条及び第60条に規定する行政書士の品位保持及び資質向上を図ることを目的とする。

(職務上請求書)

第2条 この規則において「職務上請求書」とは、戸籍、除籍若しくは原戸籍の謄本若しくは抄本、住民票、除票若しくは戸籍の附票の写し又は住民基本台帳の閲覧(以下「戸籍謄本等」という。)の請求が、**行政書士として職務上必要な場合に使用する**用紙であつて、本会が作成したものをいう。

2. 職務上請求書は、様式第1号のとおりとし、第18条に規定する単位会からの必要冊数の報告に基づき、毎年4月1日に**使用期限2年**の職務上請求書を頒布するものとする。

3. 職務上請求書は、A5判とし、1冊50枚(控え用紙を含む。)綴りとする。

(記載)

第8条 行政書士は、職務上請求書に、不実の記載をしてはならない。

2. 職務上請求書の**〔使用目的〕及び〔提出先〕欄は、行政書士の職務上請求に該当する**ことが明確になるよう、具体的に記載しなければならない。

3. 職務上請求書には、本会が定める「記入要領」に反した記載(記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。)をしてはならない。

4. 職務上請求書の記載内容について、提出した行政庁窓口等から質問を受けたときは、これに誠実に回答しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第10条 行政書士は、職務上請求書を、**何人にも譲り渡し、又は貸与してはならない。**

(適正な管理)

第11条 行政書士は、職務上請求書の盗難、紛失又は毀損を防止するよう、**適切に管理**しなければならない。

2. 行政書士は、**補助者が当該行政書士の管理に属する職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負わなければならない。**

3. 職務上請求書の綴りは、使用中のものを含めて**2冊を超えて所有**することはできない。

日行連発第1297号

平成20年2月20日

各单位会長 殿

日本行政書士会連合会

会 長 宮本 達夫

第一業務部

部長 北口 義明

出張封印制度の活用によるOSSの利用促進について

貴平成19年11月26日より印鑑証明書等を活用した自動車登録手続きのワンストップサービス(以下「OSS」という)申請が開始されたことに伴い、OSSにより新車新規登録を行った申請代理人が出張封印を行うことができることとなりました。

国土交通省自動車情報課より本会に対し、平成20年2月15日付「出張封印制度の活用によるOSSの利用促進について(国自情第98-2号の3)」にて、会員への周知依頼が届いておりますので、別添のとおりご連絡いたします。

単位会におかれましては、会員への周知等の対応についてお願いいたしますとともに、地元の甲種封印受託者と連携を図り、出張封印制度の適正な運用について協力いただきたくよろしくお願いいたします。

なお、一部地域において混乱を招いておりました行政書士法人による出張封印の可否については、主たる事務所若しくは従たる事務所における行政書士個人の名において、単位会長の推薦を受けて実施されるようご指導願います。

【添付資料】

○「出張封印制度の活用によるOSSの利用促進について(国自情第98-2号の3・平成20年2月15日付)」(日本行政書士会連合会宛通達)

○「出張封印制度の活用によるOSSの促進について(国自情第98-2号・平成20年2月15日付)」(各運輸局自動車技術安全部長・沖縄総合事務局運輸部長宛通達)

以上

国自情第98-2号
平成20年2月15日

各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長 殿
(単名各通)

自動車交通局技術安全部自動車情報課長

出張封印制度の活用によるOSSの利用促進について

印鑑証明書等を活用した自動車登録手続きのワンストップサービス(以下「OSS」という。)申請の開始に伴い、OSSにより新車新規登録を行った申請代理人に対し、下記のとおり出張封印により封印取付けを実施させることにより、OSSの利用促進を図ることとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1. 趣旨

OSSの利用者が施封のため運輸支局等へ自動車を持ち込む負担の軽減を図り、OSSの利用を促進するため、OSSにより申請を行った完成検査終了証による新規登録申請手続きに伴い必要となる封印取付けに限り、車両の保管場所等に出向いて施封すること(出張封印)を認めるものである。

2. 対象とする封印取付けの範囲

甲種受託者又は甲種受託者と下記3.に定める封印取付代行の契約を締結した者が依頼を受けた登録申請手続きに基づき行われたOSSを利用した完成検査終了証による新規登録であって、道路運送車両法第11条1項の規定により取り付けられる自動車登録番号標の封印取付け

3. 出張封印を行う者

甲種受託者がOSS利用の促進を図る上で必要があると認めた場合で、自動車登録業務に十分精通した行政書士のうち甲種受託者の名において出張封印に係る作業を代行(封印取付代行)させる1年以上の長期契約を締結した者

4. 施封場所

自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項の書面に記載された当該車両の保管場所とする。ただし、出張封印を受ける申請者が、保管場所以外の駐車場において施封を希望する場合は、当該駐車場で施封することができる。

5. 業務の適正確保

(1) 甲種受託者は、封印取付代行者に封印を渡す際に、

① 封印取付代行者に施封自動車の所有者名、施封場所、施封日時、施封者名等を記録させたもの(以下「出張封印取付依頼報告書」という)を提出させる。

② 封印取付けにあっては、自動車検査証の写しを提出させてOSSを利用した申請であることを確認する。

こととし、出張封印取付依頼報告書及び自動車検査証の写しは自らも保管しなければならない。

(2) 運輸支局長等は、封印取付業務が適正に行われるよう、甲種受託者に対し、適正な封印取付代行の契約を結ぶべき旨の指導を行うとともに、上記2から5(1)の事項が適切に行われているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

6. すでに、封印取付代行契約を締結している行政書士の取扱い

本通達の施行の際に、現に平成18年10月4日付け国自管第88号「甲種受託者による出張封印について」により封印取付代行契約を締結している行政書士は、本通達の封印取付けに係る契約も締結されたものとみなすことができる。

7. 実施時期

平成20年2月15日より実施する。



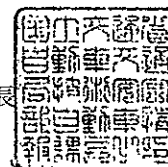
国自情第98-2号の3

平成20年2月15日

日本行政書士会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局

技術安全部自動車情報課長



出張封印制度の活用によるOSSの利用促進について

OSSの利用促進のため、今般、別添(写)のとおり、出張封印制度を活用することとし、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知願いたい。

聴聞・弁明手続の代理等に関する 行政書士法の一部改正について

行政書士法改正の概要

1. 業務に関する規定の整備

- 行政書士は、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与等の手続において当該官公署に対してする行為について、非独占業務として、弁護士法第72条に抵触しない範囲で代理することを業とすることができることとする。

2. 欠格事由、懲戒及び罰則に関する規定の整備

- 都道府県知事から行政書士の業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者は、行政書士となる資格を有しないものとする等、欠格事由に関する規定の整備を行うこと。
- 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令等に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、戒告、2年以内の業務の停止又は業務の禁止の処分をすることができることとする。
- 行政書士又は行政書士の使用人等の守秘義務違反に対する罰金の多額を100万円とするものとする等、罰則に関する整備を行うこと。

3. 施行日

平成20年7月1日

行政書士法の一部を改正する法律要綱

第一 行政書士の業務

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等(行政手続法第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。)に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為(弁護士法第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。)について代理することを業とすることができるものとする。

(第一条の三関係)

第二 欠格事由に関する規定の整備

都道府県知事から行政書士の業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者は、行政書士となる資格を有しないものとする等、欠格事由にかんする所要の規定の整備を行うこと。

(第二条の二関係)

第三 行政書士に対する懲戒

行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、戒告、二年以内の業務の停止又は業務の禁止の処分をすることができるものとする。

(第十四条関係)

第四 罰則に関する規定の整備

行政書士又は行政書士の使用人等の守秘義務違反に対する罰金の多額を百万円とするものとする等、罰則に関する所要の規定の整備を行うこと。

(第二十一条、第二十二条、第二十二條の四及び第二十三条関係)

第五 施行期日

この法律は、平成二十年七月一日から施行すること。

(附則関係)

第六 その他

経過措置等所要の措置を講ずること。

2008年度 第2回渉外業務研修会開催のご案内

下記の要領で標記の研修会を実施します。参加希望の方はご連絡ください。

記

開催日時：平成20年4月12日(土曜日)午後3時00分から2時間

開催場所：札幌中央区民センター 2階

札幌市中央区南2条西10丁目(市営地下鉄西11丁目駅下車)

テーマ：韓国戸籍法の廃止に伴う、「家族関係登録制度」の新設について
：駐札幌大韓民国総領事館の領事業務について

講師：駐札幌大韓民国総領事館担当官(予定)

参加費：資料代込み3,500円。当日徴収

定員：20名(定員になり次第締切)

申込方法：氏名、所属支部、電話番号、FAX番号を記載の上、下記へFAXでお申し込み下さい。

申込先：国際法務研究会事務局(滝沢事務所気付) 担当/堀川

FAX番号：011-261-2657

主催：行政書士国際法務研究会

平成20年度 定時総会日程のお知らせ

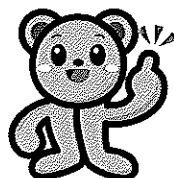
と き

平成20年5月23日(金) 午前10:00～

と ころ

ホテルライフオーブ札幌

札幌市中央区南10条西1丁目 ☎011-521-5211



本会による夕張市支援活動

今年3月で夕張市が財政再建団体になって丸1年が過ぎました。市が再生のために職員の給与を削減するなどして歳出を大幅に削る中、本会会員からも「夕張のお手伝いができないものか」との声があがり、道内の土業初の支援に踏み切ることになりました。

夕張市職員の皆さんは給与が大幅に削減されたうえに職員の大量退職等も相次いだため、サービス残業をせざるを得ないという大変な中で毎日の業務をこなしています。そうした実情から、本会担当者と夕張市の担当者との打ち合わせの結果、2、3月の税金の確定申告の時期に課税資料の整理、申告相談会場で医療費控除用領収書の計算がされていない市民の支援などをさせていただきました。



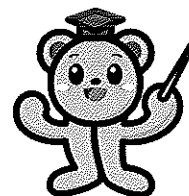
期間中の25日間、空知管内の会員を中心に延べ48人が派遣されました。取材に訪れた際にも、市職員の方が「職員が減ってしまい、受付の人数が足りないので本当に助かりました。ありがとうございます」と何度も言っておられたことが大変印象的でした。

平成19年度 行政書士試験結果・北海道分

(単位：人、%)

	平成19年度		参 考			
	北海道	全 国	18年度	17年度	16年度	15年度
受験申込者数(A)	2,875	81,710	3,152	3,142	3,229	3,350
受 験 者 数(B)	2,339	65,157	2,507	2,663	2,745	2,861
受 験 率(B)/(A)	81.36%	79.74%	79.54%	84.75%	85.01%	85.4%
合 格 者 数(C)	151	5,631	94	49	109	71
合 格 率(C)/(B)	6.46%	8.64%	3.75%	1.84%	3.97%	2.5%

- (1) 試験実施日 …… 平成19年11月11日(日)
 (2) 試験会場 …… 札幌市、函館市、旭川市、釧路市
 (3) 試験科目 …… 法令等、一般知識等
 (4) 合格発表 …… 平成20年1月28日(月)



会則改正一次答申

平成20年1月26日 本会会議室において、合同部会・臨時理事会議が開催され、その席上会則改正検討委員会 越 政隆委員長より第一次答申案が提出されました。昭和48年制定以来の抜本的改正で、非常にわかりやすい構成で、語句についても明確に表現されていました。

建設業相談員登録研修会の報告

平成20年2月16日(土)、札幌市中央区のホテルエルム札幌にて、建設業相談員の新規登録者向け研修会が実施されました。10:00~12:00、13:00~16:00までの2部制で行われ、山本紀義会員、住友秀紀会員から、建設業経営事項審査に関する審査項目について講義して頂き、最後に新建設業相談員の考査が行われました。

研修資料には、平成20年4月1日改正の経営事項審査新様式と旧様式が用意しており、基礎から実践までに至る大変充実した内容でした。参加人数は36名で、長時間にわたる研修でしたが、皆最後まで講義に集中しており、考査の確認テストでもしっかりと解答を記入していました。尚、考査合格者には後日、修了書が交付されました。



会場の様子



NewFace 新入会員



おおし としひこ
大石 俊彦 昭和31年2月21日生
函館支部 平成19年12月1日入会
事務所 函館市本町8番18号aksa函館ビル7F
TEL 0138-56-0142

〈コメント〉

12月1日付けで登録され行政書士としての新たなスタートに身の引き締まる思いです。「不言実行」今後ともよろしくお願い申し上げます。



うへだ わたる
上田 渉 昭和23年11月21日生
札幌支部 平成19年12月1日入会
事務所 札幌市南区藤野4条10丁目470番地25
TEL 011-591-9738

〈コメント〉

NewFace 新入会員



いしだ よしのぶ
石田 吉伸 昭和25年8月18日生
空知支部 平成19年12月1日入会
事務所 岩見沢市北4条西15丁目1番6号
TEL 0126-33-5535
FAX 0126-33-5534

〈コメント〉

行政の理念である「すべての国民の利益のために」を本来のものとして、長年培った行政の経験を生かし、住民の笑顔のために奮闘する行政書士を目指します。



にいほら なおゆき
新原 直之 昭和45年9月6日生
札幌支部 平成19年12月1日入会
事務所 札幌市北区新琴似5条6丁目1番14号
TEL 011-762-8617

〈コメント〉



ふるかわ あきお
古川 彰男 昭和30年5月18日生
札幌支部 平成19年12月1日入会
事務所 札幌市豊平区福住1条3丁目17番2号
TEL 011-856-1343
FAX 011-856-1343

〈コメント〉

このたび入会させていただくことになりました。お世話になりますが、よろしくお願い致します。



ながた だいすけ
長田 大介 昭和45年6月23日生
札幌支部 平成19年12月1日入会
事務所 札幌市豊平区豊平1条12丁目1-12
インタークロス・クリエイティブ・センター220A号室
TEL 011-814-2301
FAX 011-814-2302

〈コメント〉



やぶうち ひでとし
藪内 英利 昭和44年1月22日生
小樽支部 平成19年12月1日入会
事務所 虹田郡倶知安町南2条西2丁目14番地
TEL 0136-22-0188
FAX 0136-22-6343

〈コメント〉



せきがみ けんいちろう
関上 健一郎 昭和52年4月9日生
札幌支部 平成19年12月1日入会
事務所 札幌市中央区大通西4丁目1番地
道銀ビル7階
TEL 011-222-3251
FAX 011-222-5127

〈コメント〉



ひろた まさのり
弘田 正憲 昭和29年2月4日生
札幌支部 平成20年1月1日入会
事務所 札幌市中央区南4条西8丁目1番地4
佐藤ビル2階
TEL 011-531-7651
FAX 011-531-7653

〈コメント〉

よろしくお願い申し上げます。



たけいし せいじ
武石 整知 昭和56年8月22日生
札幌支部 平成20年1月1日入会
事務所 札幌市北区太平8条1丁目2番11号
TEL 011-775-6131

〈コメント〉



まつしげ たかし
松橋 敬 昭和27年7月8日生
函館支部 平成20年1月1日入会
事務所 函館市鍛冶2丁目24番3-202号
TEL 0138-53-0744
FAX 0138-53-0744

〈コメント〉

昭和27年生まれの55歳。在職35年強の勤務先を早期退職し故郷の函館で、次のステージを開始します。「あせらず・あわてず・あきらめず」の姿勢で徐々に歩き出します。諸先輩の皆様には、ご指導方をお願い致します。



おおこし やすし
大越 康史 昭和39年3月8日生
十勝支部 平成20年1月1日入会
事務所 河東郡音更町緑陽台南区24番地2
TEL 0155-30-4533

〈コメント〉

この度、十勝支部で開業しました大越です。お客様を官公書の架け橋としてスムーズに行政手続きができるよう努力していく所存ですので、ご指導、ご鞭撻よろしくお願い致します。



しまだ しゅんじろう
嶋田 俊二郎 昭和46年10月16日生
札幌支部 平成20年1月1日入会
事務所 江別市大麻東町10番地の17
TEL 011-387-0197

〈コメント〉



さかい かつみ
酒井 勝己 昭和45年10月30日生
十勝支部 平成20年1月1日入会
事務所 中川郡幕別町札内中央町330番地の63
TEL 0155-55-5515
FAX 0155-55-5518

〈コメント〉

生まれ故郷である幕別町にて開業致しました。「地域の皆様の信頼」を第一に努力してゆきたいと思っています。



ただ たいせう
多田 泰三 昭和29年6月11日生
札幌支部 平成20年2月1日入会
事務所 札幌市東区北7条東6丁目12番地
4 City76-II 30C号
TEL 011-522-9951

〈コメント〉

84年度合格です。小規模事業者の経理・財務・法務部門としてスタートしたいと考えています。



なりた たつき
成田 樹 昭和49年10月23日生
網走支部 平成20年2月1日入会
事務所 紋別市落石町2丁目35番地の4
TEL 0158-23-5023
FAX 0158-28-6490

〈コメント〉

はじめまして、2月1日付けで新入会員になりました成田樹です。動きは割合良いほうかと思っていますので、フットワークを活かし、日々の業務に邁進していきたいと思っています。



かとう くにお
加藤 邦夫 昭和12年5月3日生
札幌支部 平成20年2月1日入会
事務所 札幌市南区澄川6条11丁目17番21号
TEL 011-582-7318
FAX 011-582-7318

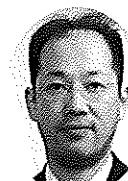
〈コメント〉

会のすばらしい知識・情報の発信力が魅力です。一緒に勉強させて頂きをお願いします。



よしだ けんいち
吉田 健一 昭和32年1月1日生
札幌支部 平成20年2月1日入会
事務所 札幌市中央区大通西19丁目1番350
メロウプレイス2階
TEL 011-641-3201

〈コメント〉



こん ひでき
今 英樹 昭和45年11月11日生
札幌支部 平成20年2月1日入会
事務所 千歳市文京3丁目13番地の11
TEL 0123-28-3128
FAX 0123-29-4192

〈コメント〉



いわし ひろみつ
岩橋 洋光 昭和43年1月10日生
札幌支部 平成19年11月1日入会
事務所 札幌市中央区南4条西10丁目1004番地1南四条
ユニハウス1009号
TEL 011-533-0037

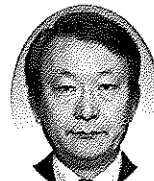
〈コメント〉

岩橋(いわし)と申します。昨秋に東京から札幌に引越して参りました。専門は相続、資産運用相談です。寒さに負けないで頑張ります。宜しくお願い致します。



こじま あつし
小島 篤 昭和23年9月20日生
札幌支部 平成20年2月1日入会
事務所 札幌市手稲区新発寒6条7丁目5番27号
TEL 011-684-3380
FAX 011-684-3380

〈コメント〉



いがし わたる
五十嵐 渉 昭和33年2月15日生
札幌支部 平成20年2月1日入会
事務所 石狩郡当別町園生294番地49
旭ハウス105号
TEL 0133-22-2755

〈コメント〉

神奈川会から転入しました。故郷に貢献できる事務所を目指して行きたいと思っています。宜しくお願い致します。

会議開催状況 <12~2月>

〈 理事会・常任理事会・正副会長会 〉

会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
第9回常任理事会	平成19年 12月 8日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)日行連の「新入会員研修構想」について (2)行政書士記念日行事について (3)申請取次行政書士管理委員会の設置等について (4)監察事案への対応について (5)その他当面する課題について
第10回常任理事会	平成19年 12月 21日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)監察事案への対応について (2)各部事業、各委員会等の再編について (3)本年度事業計画等の進捗状況について (4)会則改正最終案について (5)その他当面する課題について
第11回常任理事会	平成20年 1月 19日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)各部事業、各委員会等の再編について (2)本年度事業進捗状況及び来年度予定事業について (3)会則改正案について (4)夕張支援具体策について (5)その他当面する課題について
臨時理事会	平成20年 1月 26日	本会会議室	①会則改正検討特別委員会からの答申 ②報告事項 (1)日行連関係の報告 (2)各部からの報告 ③協議事項 (1)北海道行政書士会会則の改正案について (2)その他
第6回正副会長会	平成20年 2月 4日	本会会議室	(1)平成20年度重点事業について (2)当面する課題について (3)その他
第12回常任理事会	平成20年 2月 23日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)平成20年度各部事業予算について (2)来年度予定事業(成年後見研修)について (3)その他直面する課題について

〈 部 会 〉

会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
合同部会	平成20年 1月 26日	本会会議室	

〈 委員会 〉

会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
第6回研修委員会	平成19年 12月 4日	本会会議室	
第12回ホームページ運営委員会	平成19年 12月 5日	本会会議室	
第9回登録調査委員会	平成19年 12月 5日	本会会議室	登録調査 新規6名、変更5名
第11回会報編集委員会	平成19年 12月 12日	本会会議室	
第13回ホームページ運営委員会	平成19年 12月 12日	本会会議室	
第10回登録調査委員会	平成20年 1月 9日	本会会議室	登録調査 新規7名、変更7名
第7回研修委員会	平成20年 1月 10日	本会会議室	
第14回ホームページ運営委員会	平成20年 1月 16日	本会会議室	
第5回会則改正検討特別委員会	平成20年 1月 19日	本会会議室	
第12回会報編集委員会	平成20年 1月 23日	本会会議室	
第15回ホームページ運営委員会	平成20年 2月 6日	本会会議室	
第11回登録調査委員会	平成20年 2月 6日	本会会議室	登録調査 新規1名、変更5名
第2回会費等長期滞納整理委員会	平成20年 2月 8日	本会会議室	
第3回高度情報化対応委員会	平成20年 2月 15日	本会会議室	
第16回ホームページ運営委員会	平成20年 2月 18日	本会会議室	
第8回研修委員会	平成20年 2月 19日	本会会議室	
第13回会報編集委員会	平成20年 2月 27日	本会会議室	
第5回ADR委員会	平成20年 2月 28日	本会会議室	

ご逝去

ここに謹んで、
ご冥福をお祈りします。

札幌支部 三七〇一番

樽見 清

去る平成十九年十一月十日にて永眠 (享年七十五歳)

旭川支部 四六一九番

遠山 初枝

去る平成十九年十一月二十日にて永眠 (享年四十九歳)

旭川支部 三七〇四番

南 平作

去る平成十九年十二月十三日にて永眠 (享年八十三歳)

小樽支部 二八九七番

大石 一英

去る平成十九年十二月十九日にて永眠 (享年八十四歳)

網走支部 九五七番

田巻 明男

去る平成十九年十二月三十一日にて永眠 (享年七十四歳)

函館支部 二一九番

新村 一成

去る平成二十年一月二十九日にて永眠 (享年七十一歳)

札幌支部 九六七番

南部 琥四郎

去る平成二十年二月十五日にて永眠 (享年六十九歳)

編集後記

夕張市支援の取材で夕張市役所を訪れました。かつては「潰れない」と言われていた銀行や保険会社がこの10年の間でいくつも破綻しました。地方自治体でさえ例外ではないことも目の当たりにしました。そして昨年、地方自治体の破綻を防ぐために「地方自治体財政健全化法」が成立。自治体はその法律に基づき、財政健全化計画を実行することにより破綻を防ぎます。

しかし財政は基本的に歳入と歳出により成り立っています。税収という歳入が大幅に減少している自治体が破綻を防ぐには、出るものを減らすしかありません。そしてその多くは給与の削減と

いう方法です。夕張市職員の年収は4割カットされています。つまり数字上は破綻を防げたとしても、実質的にはすでに破綻していると言っても過言ではないでしょう。

そんな中で「ボランティアという気持ちで働いています。」と話してくださった女性職員。私たち行政書士にできることは少ないかもしれませんが、なんとかこの局面を乗り越えて再び「バリバリゆうばり」のキャッチフレーズを全国に轟かせてほしいと思います。

2008. 3. 第288号

平成20年3月25日発行

発行人：加藤 隆夫

編集人：松井 隆文

発行所：北海道行政書士会

印刷所：(株) スリーエス印刷

郵便番号 060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目1番4号

北1条サンマウンテンビル5階

TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

取引銀行 北海道銀行本店 (当 19116)

北洋銀行本店 (普 0742651)

北洋銀行札幌南支店 (普 0570344)

札幌銀行本店 (普 389444)

振替口座 02730-0-8224 番

会員数の概要

総 会 員 数				前年同月比	前 月 比
1,482 (個人 1,476・法人 6)				+ 10	+ 2
男性	1,352	女性	124		

平成 20 年 2 月末現在

次号の記事の締切は4月末です。

タンチョウ保護にご支援ください



絶滅寸前まで追いやられたタンチョウは、地域の方々の努力で、今では生息数1,000羽を超えるまでに回復しています。しかし、生息に適した湿原の減少や人工物による事故など、まだまだ問題は山積みです。

日本野鳥の会 鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリでは、タンチョウの生息環境の保全活動をはじめ、タンチョウの生息する地域の人々とタンチョウとの共生に向け、様々な活動を続けています。北海道の宝「タンチョウ」を守るため、皆様のご支援をお待ちしております。詳しくはホームページをご覧ください。

(<http://www.wbsj.org/sanctuary/tsurui/>)

1,000円のご寄付で

オリジナルポストカード・
開設20周年記念誌の
いずれかをプレゼント

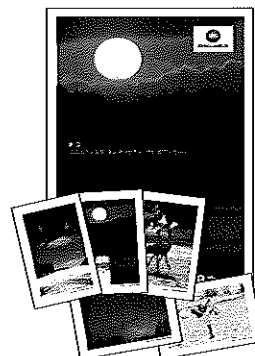
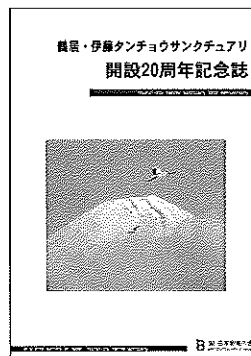


10,000円のご寄付で

鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリの施設賛助会「タンチョウふあんクラブ」にご入会いただけます。
(もれなくオリジナルポストカードと開設20周年記念誌を差し上げます)
ご入会いただくと、施設の活動報告を定期的にご報告します。
また感謝の気持ちをこめて、施設内に会員の皆様のお名前を掲示します。

2,000円のご寄付で

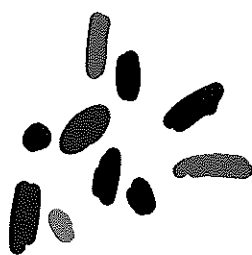
オリジナル切手シート
(80円切手10枚つづり)をプレゼント



財団法人 日本野鳥の会
鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ

〒085-1205 北海道阿寒郡鶴居村字中雪裡南
TEL. 0154-64-2620 FAX. 0154-64-2239
E-mail: tancho_sanc@wbsj.org <http://www.wbsj.org>

表紙の写真



北海道遺産
Hokkaido Heritage

静内二十間道路の桜並木

新ひだか町

二十間道路は、和種馬の大型改良のため明治5年に黒田清隆が進言し、静内町から新冠町にまたがる地域に開設した御料牧場のための行啓道路。龍雲閣まで直線で7km、幅20間(約36m)にわたって両側に約3000本にのぼる樹齢90年のエゾヤマザクラなどの並木が続く。雄大な日高山脈を背景とした景観は我が国で類を見ないスケールとして知られる。